

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月20日
【中間会計期間】	第28期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社ユー・エス・エス
【英訳名】	USS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 之弘
【本店の所在の場所】	愛知県東海市新宝町507番地の20
【電話番号】	052（689）1129
【事務連絡者氏名】	常務取締役統括本部長 山中 雅文
【最寄りの連絡場所】	愛知県東海市新宝町507番地の20
【電話番号】	052（689）1129
【事務連絡者氏名】	常務取締役統括本部長 山中 雅文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高（千円）	29,328,509	31,201,027	33,219,138	60,243,484	64,568,884
経常利益（千円）	11,332,444	12,304,884	13,010,274	23,544,346	25,360,782
中間（当期）純利益（千円）	6,517,271	6,890,135	7,035,239	13,203,546	14,390,909
純資産額（千円）	93,293,295	101,764,300	111,946,282	97,391,530	105,988,238
総資産額（千円）	126,006,443	138,427,148	149,936,361	131,908,621	146,172,412
1株当たり純資産額（円）	2,877.66	3,138.57	3,462.48	3,008.92	3,287.75
1株当たり中間（当期）純利益（円）	202.61	213.35	220.14	407.08	447.12
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	201.89	212.99	220.03	406.03	446.62
自己資本比率（％）	74.0	72.9	73.9	73.8	71.8
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	8,723,230	8,112,403	8,059,703	20,868,021	21,009,743
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△5,902,446	△5,502,596	△2,424,312	△12,147,305	△12,539,299
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△589,981	△2,017,580	△2,848,199	△4,897,943	△6,815,995
現金および現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	17,903,309	20,087,506	23,936,920	19,495,280	21,149,728
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（名）	1,028 [478]	1,069 [470]	1,164 [514]	1,034 [479]	1,158 [460]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第27期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	12,960,814	13,367,227	14,927,926	26,374,830	28,579,481
経常利益 (千円)	7,376,797	9,172,611	11,744,978	15,617,231	17,878,797
中間 (当期) 純利益 (千円)	4,436,209	6,024,200	8,135,353	9,191,670	11,901,415
資本金 (千円)	18,063,106	18,538,622	18,768,461	18,249,454	18,581,613
発行済株式総数 (株)	32,421,682	32,590,532	32,661,312	32,486,932	32,604,062
純資産額 (千円)	79,792,030	84,656,345	93,964,204	81,958,728	87,086,275
総資産額 (千円)	106,472,446	114,827,149	122,382,233	110,355,410	118,938,115
1株当たり配当額 (円)	32.50	50.00	60.00	80.00	100.00
自己資本比率 (%)	74.9	73.7	76.8	74.3	73.2
従業員数	256	271	351	256	348
[外、平均臨時雇用者数] (名)	[114]	[112]	[69]	[115]	[107]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」および「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況（平成19年9月30日現在）

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
オートオークション事業	706 (412)
中古自動車等買取販売事業	319 (37)
その他の事業	96 (65)
全社（共通）	43 (—)
合計	1,164 (514)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（嘱託社員および当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員（1日7時間30分勤務換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 当中間連結会計期間より臨時雇用者数には人材会社からの派遣社員を含めております。
3. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況（平成19年9月30日現在）

従業員数（名）	351 (69)
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（嘱託社員および社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員（1日7時間30分勤務換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 当中間会計期間より臨時雇用者数には人材会社からの派遣社員を含めております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係はグループ各社とも円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、企業収益が高水準で推移したことにより設備投資が増加し、雇業者所得も緩やかに増加しました。これにより景気も緩やかな回復基調にありますが、長期化する原油および材料価格の高騰や金利上昇懸念に加え、米国経済の減速といった不安定要因も抱えております。

自動車流通市場では新車・中古自動車ともに販売不振が続いており、前連結会計年度まで好調であった軽自動車の新車販売についても前年同期実績を下回っており、当中間連結会計期間は前年同期と比較して新車登録台数8.1%減、中古車登録台数7.5%減（(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会調べ）となりました。オートオークション市場につきましては、このような状況の中で、中古自動車の輸出が引き続き好調のため国内における中古自動車の品不足感が顕著となり、当中間連結会計期間における出品台数は前年同期実績を若干下回る結果となりました。

このような経営環境のなかでU S Sグループの業績につきましては、当中間連結会計期間の売上高は33,219百万円（前年同期比6.5%増）、経常利益は13,010百万円（前年同期比5.7%増）、中間純利益は7,035百万円（前年同期比2.1%増）と増収増益になりました。

<当中間連結会計期間の事業の種類別セグメントの業績概況>

オートオークション事業

オートオークション事業につきましては、4月にU S Sグループの会場として新たにスタートしたU S S北陸会場（旧K U A片山津オートオークション）に続き、新潟県見附市にグループ18番目の会場となるU S S新潟会場を新設いたしました。さらに、前連結会計年度末において関連会社であった株式会社U S S藤岡（4月に株式会社藤岡インター・オートオークションより商号変更）の株式を追加取得し、当社の連結子会社といたしました。また、既存会場につきましては、静岡会場においてオークション設備を一新し、会員の利便性を高めております。

インターネットを介してオークションに参加できる「U S Sインターネットライブ」につきましては開始より2年が経過し、インターネット会員数19,019社と広く認知されましたが、さらに、取り扱い台数の増加を目指し、新たに「J U 岐阜」「K C A A福岡」の2会場と業務提携を行いました。これにより、U S Sグループ19会場とともに提携会場も10会場となりました。また、衛星を介してオークションに参加する「U S Sグローブネットワーク」についても新たに「J U 愛媛」と業務提携を行い、規模を活かした営業戦略を進めております。

これらの営業努力により、当中間連結会計期間はグループ全体で出品台数は138.7万台（前年同期比1.3%増）、成約台数は81.0万台（前年同期比8.8%増）となりました。

この結果、オートオークション事業は、外部顧客に対する売上高25,005百万円（前年同期比8.4%増）、営業利益12,284百万円（前年同期比3.9%増）となりました。

中古自動車等買取販売事業

中古自動車買取販売「ラビット」につきましては、F C加盟店の整理も落ち着き、店舗数は240店舗（前連結会計年度末252店舗）となりました。顧客満足度やブランド力の向上のため人材教育が不可欠なことから、教育専用の店舗を設けスタッフの育成を強化しました。業界環境は依然として厳しい状況にありますが、台あたり利益の追求や広告宣伝費などのコスト削減にも取り組んだ結果、営業利益は前年同期と比較して改善しました。

株式会社ワールド自動車による事故現状車買取販売は、良質な車両を選別して仕入れることにより台あたり利益を重視した営業活動を行いました。

この結果、中古自動車等買取販売事業は、外部顧客に対する売上高5,863百万円（前年同期比7.7%減）、営業利益157百万円（前年同期比770.1%増）となりました。

その他の事業

その他の事業につきましては、株式会社アビツは総合リサイクル事業として新規取引先の開拓など地道な営業活動により認知度が高まり、金属プラスチック部門で取扱量が増加しました。また、中古自動車の解体リサイクルでは中古パーツの販売が比較的好調だったことや、鉄などの市況が高水準を維持したことなどにより利益を順調に伸ばすことができました。

株式会社U S S東洋は、リサイクルに必要な原材料価格の高騰や設備の入れ替えによる減価償却費の増加などによりコストが増加し減益となりました。

この結果、その他の事業は、外部顧客に対する売上高2,350百万円（前年同期比31.9%増）、営業利益222百万円（前年同期比41.9%増）となりました。

(2) 当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して2,787百万円増加し、23,936百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は8,059百万円となり、前中間連結会計期間と比較して52百万円減少しました。これは、税金等調整前中間純利益12,816百万円（前年同期比3.5%増）、減価償却費および償却費2,675百万円（前年同期比8.4%増）、法人税等の支払額6,451百万円（前年同期比16.2%増）などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は2,424百万円となり、前中間連結会計期間と比較して3,078百万円減少しました。これは、有形固定資産の取得による支出2,380百万円（前年同期比63.5%減）などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は2,848百万円となり、前中間連結会計期間と比較して830百万円増加しました。これは、長期借入金の返済による支出1,711百万円（前年同期比128.1%増）、配当金の支払額1,596百万円（前年同期比3.9%増）などによるものであります。

2【生産、受注および販売の状況】

当中間連結会計期間における実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(a) オートオークション事業

(1) オートオークションの状況

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
出品台数 (台)	1,387,269	101.3
成約台数 (台)	810,572	108.8
成約率 (%)	58.4	107.4
成約車両金額 (百万円)	484,099	115.9
開催回数 (回)	432	109.4

(注) 成約車両金額は、オートオークションによる成約 (落札) 車両取扱高であり、車両代金 (消費税等含まず) の総額であります。

(2) 登録会員数

区分	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前年同期比 (%)
現車オートオークション登録会員数 (名)	42,638	111.7
通信衛星情報サービス登録会員数 (名)	5,898	91.6
インターネット情報サービス登録会員数 (名)	19,019	110.2

(3) 1台当たり手数料の状況

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
出品手数料 (円)	4,965	100.1
成約手数料 (円)	7,380	99.2
落札手数料 (円)	9,490	102.1

(注) 1. 上記各手数料につきましては会場、出品ブロック (時間帯および出品車両による区分) により異なりますので、期間平均手数料を記載しております。

2. 出品手数料および成約手数料は出品会員が負担し、落札手数料は落札会員が負担いたします。

3. 出品手数料および成約手数料につきましては、大口出品会員に対する手数料割引制度を有しております。

4. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売（営業収益）の実績

① 種類別販売（営業収益）の実績

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前年同期比 (%)
出品手数料（千円）	6,888,531	101.3
成約手数料（千円）	5,982,589	107.9
落札手数料（千円）	7,693,004	111.1
商品売上高（千円）	1,005,595	211.9
その他の営業収入（千円）	3,435,500	103.3
合計（千円）	25,005,221	108.4

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

② 会場別販売（営業収益）の実績

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
名古屋会場 (千円)	3,215,137	104.0
R-名古屋会場 (千円)	828,544	106.5
九州会場 (千円)	1,401,534	113.0
福岡会場 (千円)	424,522	95.4
東京会場 (千円)	6,542,486	108.2
静岡会場 (千円)	722,201	98.2
岡山会場 (千円)	546,119	88.7
札幌会場 (千円)	1,266,690	121.0
西東京会場 (千円)	471,369	87.9
群馬会場 (千円)	774,922	91.3
東北会場 (千円)	904,502	116.3
大阪会場 (千円)	967,211	113.7
神戸会場 (千円)	396,391	82.7
横浜会場 (千円)	1,839,199	113.3
流通会場 (千円)	1,060,766	103.5
新潟会場 (千円)	161,672	—
北陸会場 (千円)	215,706	—
藤岡会場 (千円)	128,320	—
US物流 (千円)	211,027	101.8
通信衛星情報サービス (千円)	1,410,714	89.7
インターネット情報サービス (千円)	1,442,842	126.0
サポートサービス (千円)	73,336	5,406.3
合計 (千円)	25,005,221	108.4

(注) 1. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間連結会計期間よりR-東京会場の実績は、東京会場に含めて記載しております。

(b) 中古自動車等買取販売事業

① 中古自動車買取店舗数

区分	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前年同期比 (%)
中古自動車買取店舗数 (店舗)	240 (224)	84.5 (83.6)

(注) 店舗数 (内書) は、フランチャイジーの店舗数であります。

② 種類別販売（営業収益）の実績

項目	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
中古自動車買取販売 (千円)	3,224,344	89.2
事故現状車買取販売 (千円)	2,638,767	96.5
合計 (千円)	5,863,112	92.3

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(c) その他の事業

種類別販売（営業収益）の実績

項目	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
廃自動車等のリサイクル (千円)	1,857,008	143.7
廃ゴムのリサイクル (千円)	493,795	100.8
合計 (千円)	2,350,804	131.9

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（株式会社の支配に関する基本方針）

(1) 基本方針の内容

大規模買付行為（下記(3)②に定義されます。以下同じ。）が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称していいます。以下同じ。）に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大規模買付行為の中には、①大規模買付者による大規模買付行為の目的等からみて、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」と総称します。）を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該大規模買付者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

当社は、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上をこのようにして図ることを妨げる態様で当社株券等についての大規模な買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社連結子会社（以下「U S Sグループ」といいます。）の事業は、会員制オートオークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オートオークション事業におきましては、全国19ヵ所に現車オークション会場を展開し、会員企業数はU S Sグループ全体で42,638社（平成19年9月30日現在）、年間出品台数284万台（平成19年3月期）、業界シェア33.7%（平成19年3月期）と業界トップの地位を確保しております。

このようにU S Sグループがオートオークション業界のリーディングカンパニーとして、会員企業から絶大な支持と信頼をいただいているのは、昭和55年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、常に他社に先駆けて最先端技術を導入したことに加え、業界最高水準の車両検査体制を確立してきたからにはほかなりません。

また、中長期的には、平成21年3月期までの中期経営計画である「Project343」（年間出品台数300万台、業界シェア40%、連結経常利益300億円）達成に向けて、4月にU S Sグループの会場として新たにスタートした北陸会場（旧K U A片山津オートオークション）に続き、新潟県見附市にグループ18番目の会場となる新潟会場を新設いたしました。さらに、前期末において関連会社であった株式会社U S S藤岡（4月に株式会社藤岡インター・オートオークションより商号変更）の株式を追加取得し、当社の連結子会社といたしました。また、既存会場につきましては、静岡会場においてオークション設備を一新するなど積極的な設備投資を継続的に行い、オートオークション事業へ重点的に経営資源を投入し、中長期的に企業価値を増大させるべく努めております。そして、U S Sグループが「Project343」の下で継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤であるU S Sグループの経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、U S Sグループと会員企業との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことが極めて重要であるとと考えております。

当社は、平成11年9月名古屋証券取引所第2部に、平成12年12月東京証券取引所、名古屋証券取引所第1部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株式数の変更などの措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成19年9月末日現在、当社の株主数は8,443名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」導入の目的・経緯

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記(5)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様々の共同の利益の確保・向上を目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定しました。また、当社は、平成19年6月26日開催の取締役会において、同日開催された当社第27期定時株主総会で選任されました取締役全員の賛成により、平成20年6月開催予定の第28期定時株主総会終結時まで本プランを継続することを決定しました。

本プランの内容につきましては、以下のとおりです。

② 本プランの内容

本プランの適用の対象となる大規模買付行為の定義

次のア.もしくはイ.に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランが適用されるものとします。

ア. 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ. 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

③ 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守することを誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に提供いたします。

買付説明書には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。

当社は、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

④ 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次のア. からキ. までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、企業価値委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し、または代替案を当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「評価等」といいます。）が困難であると判断した場合、当社取締役会は、合理的な期間の提出期限を定めた上で、かかる評価等のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、速やかにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社は、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を当社株主の皆様に対して開示いたします。

- ア. 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容ならびに役員の氏名および略歴等を含みます。）
- イ. 大規模買付行為の目的および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- ウ. 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- エ. 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- オ. 大規模買付行為の完了後に意図するU S Sグループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策その他大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- カ. 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑥に定義されます。以下同じ。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- キ. その他企業価値委員会が合理的に必要と判断し、買付説明書を当社取締役会が受領した日から10営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

⑤ 買付説明書または大規模買付情報が提供されないまま大規模買付行為が開始された場合の手続

大規模買付者が当社取締役会に対して買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始された場合、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記⑬の内容によります。以下同じ。）を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

⑥ 企業価値委員会による濫用的買収者の判定

企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次のア. からケ. までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足る相当な事情があると認められる者を総称していいます。以下同じ。）に該当するか否かを検討します。

- ア. 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- イ. 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ウ. 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- エ. 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など的高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

- オ. 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- カ. 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される当社株主の皆様への判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- キ. 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ク. 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、U S S グループの重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- ケ. 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と直接または間接に関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦ 濫用的買収者であると判定された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、企業価値委員会評価期間（下記⑧に定義されます。以下同じ。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

⑧ 企業価値委員会評価期間の設定等

企業価値委員会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた次のア. またはイ. の期間（大規模買付情報の提供が完了したと企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、）を、企業価値委員会による評価等のための期間（以下「企業価値委員会評価期間」といいます。）として設定します。なお、かかる企業価値委員会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、評価等の難易度などを勘案して設定されたものであり、大規模買付行為は企業価値委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

ア. 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

イ. 上記ア. を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から評価等を行うものとし、企業価値委員会が評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとし、

なお、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間内に下記⑩記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情があり、当社取締役会が企業価値委員会評価期間の延長に同意をする場合、企業価値委員会は、必要な範囲内で企業価値委員会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとし、（なお、さらなる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。そして、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間を延長した場合、当社は、その趣旨を速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

⑨ 企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

⑩ 企業価値委員会の勧告手続

ア. 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内に、次の i から iii までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

i 企業価値委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（企業価値委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

ii 企業価値委員会による株主の意思確認の勧告

企業価値委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたU S Sグループの事業計画を含む買収提案等や、当社取締役会から提示されたU S Sグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合などにあつては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられますので、企業価値委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様様の意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様様の意思確認を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

iii 企業価値委員会によるその他の勧告

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動その他必要な内容の勧告を随時行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 i および ii に準じるものとします。

イ. 当社取締役会による企業価値委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき合理的と考えられる分析および検討を行うものとし、当該分析および検討の結果、企業価値委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本イ.において同じ。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合などの特段の事情がある場合を除き、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動または株主総会の招集などに関する必要な取締役会決議を行うものいたします（なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議する際、場合により、当該対抗措置の内容として、法令等が許す範囲で、企業価値委員会に対して、対抗措置の廃止を含む一定の決定を行う権限を付与することがあります。）。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合などにおいては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

⑪ 株主の意思確認手続

企業価値委員会から上記⑩ア. ii に定める株主総会における当社株主の皆様への意思確認の勧告がなされた場合であって、当該勧告の日から2ヵ月以内の日を会日とする当社株主総会の招集が当社取締役会において決議されていない場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の可否や内容等についての当社株主の皆様への意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の皆様への議決権の過半数を有する当社株主の皆様が出席し、出席した当該株主の皆様への議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会から上記⑩ア. ii に定める株主総会における当社株主の皆様への意思確認の勧告がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されてはならないものとします。

⑫ 大規模買付情報の変更

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされた場合には、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に従って、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続を改めて適用することができるものとします。

⑬ 対抗措置の具体的内容

当社が発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てまたは無償発行等によるものとします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）が、株主総会決議により他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の法令等上利用可能な対抗措置が用いられることがあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者等（以下本⑬において「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、(ii) 新株予約権者が例外事由該当者にあたるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨の条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてはこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が所有する本新株予約権については、これを他の財産（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）や、(iii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(4) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

なお、当社は、取締役の任期を1年としておりますところ、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となっております。

本プランについては、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社は、当社の企業価値または当社株主の皆様への共同の利益の確保・向上の観点から、企業価値委員会に対して諮問をした上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

(5) 企業価値委員会について

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しました。

当社は、本プランの導入当初における企業価値委員会の委員として、林 勇氏、真殿 達氏および佐藤浩史氏の3名を選任しております。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(6) 株主および投資家の皆様への影響

① 本プラン導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

② 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者は除きます。）の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記(3)⑬の規定に従い他の対抗措置を用いることが当社の株主総会において決議された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありませんので、この点予めご承知おきください。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

ア. 本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

イ. 本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は上記ア. の本新株予約権の行使に係る何らかの手続を執ることなく、当社が本新株予約権を取得し、当社株主の皆様は、大規模買付者またはその共同保有者もしくは特別関係者に該当する場合を除き、これと引換えに当社株式の交付を受けることとなります。

(7) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断および判断に係る理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の平成21年3月期までの中期経営計画である「Project343」は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図っていくための具体的方策として定められたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが、当社の基本方針に沿い、当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記(3)①記載のとおり、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を確保し、もって当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された本プランが遵守されない場合、または本プランが遵守された場合であっても、上記(3)⑦記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、かかる対抗措置は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として発動されるものです。

イ. 事前の開示

当社は、当社株主・投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

ウ. 株主意思の重視

上記(4)記載のとおり、本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。

また、上記(4)記載のとおり、当社取締役会は、当社株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としており、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。したがって、毎年の定時株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となります。

エ. 企業価値委員会の設置

当社取締役会は、上記(5)記載のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動等する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記(3)⑧記載のとおり、企業価値委員会が当社取締役会に対する諮問の前提として評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う企業価値委員会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

カ. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記(4)記載のとおり、本プランおよび本プランに基づく対抗措置の発動として割り当てられる新株予約権については、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会の決議などにより、いつでも、廃止ないしは取得・消却を行うことができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間における各セグメント別の研究開発活動は、その主なものを列挙いたしますと、次のとおりであります。

(1) オートオークション事業

- ① 現車オートオークションシステムのハイテク化
- ② インターネットを活用した中古車情報サービスの継続的開発

(2) 中古自動車等買取販売事業

該当事項はありません。

(3) その他の事業

該当事項はありません。

なお、以上の研究開発活動は、資本的支出を除き、人的および資金的に通常の事業活動の中で行っておりますので、専従者ならびに予算等については特に記載すべきことはありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前連結会計年度末に計画しておりました新潟会場の用地取得および会場建設（予算3,400,000千円）については、予定どおり平成19年4月に完成し、同月より使用しております。

(2) 前連結会計年度末に計画しておりました下記設備計画は、次のように変更となりました。

(平成19年9月30日現在)

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完成予定年月		完成後の 当該事業所 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社ユ ー・エス・エ ス東京みずほ	埼玉県入間市	オートオーク ション事業	会場用地およ び建物	(10,600,000)	(1,682,321)	自己資金お よび借入金	平成18年12月	(平成20年7 月)	増加後は 2,000台/ 1開催
				8,300,000	2,464,890			平成20年 秋以降	

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上段()書は変更前を示し、下段に変更後を記載しております。

(3) 当中間連結会計期間において新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(平成19年9月30日現在)

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完成予定年月		完成後の 当該事業所 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社東京会場	千葉県野田市	オートオーク ション事業	オークション レーンの増加	1,753,000	—	自己資金	平成19年11月	平成20年1月	増加後は 10レーン

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 重要な設備の除却等

設備更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,661,312	32,695,982	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	—
計	32,661,312	32,695,982	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,437	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,370	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,510	—
新株予約権の行使期間	自 平成15年6月26日 至 平成19年10月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,510 資本組入額 3,255	—
新株予約権の行使の条件	権利行使時に当社または 当社連結子会社の取締役 役、使用人または顧問の いずれかの地位を有する ことを要す。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要 する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権の発行日以降、次の1. または2. の事由が生ずる場合、発行価格は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

1. 当普通株式の分割または併合が行われる場合。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 時価を下回る価格で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く）。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

② 平成16年6月29日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	19,500	19,450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	195,000	194,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,320	9,320
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月30日 至 平成20年10月31日	自 平成16年6月30日 至 平成20年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,320 資本組入額 4,660	発行価格 9,320 資本組入額 4,660
新株予約権の行使の条件	権利行使時に当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれかの地位を有することを要す。	権利行使時に当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれかの地位を有することを要す。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 平成15年6月25日定時株主総会決議の(注)参照

③ 平成17年6月28日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	22,100	22,050
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	221,000	220,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,510	7,510
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月29日 至 平成21年10月31日	自 平成17年6月29日 至 平成21年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,510 資本組入額 3,755	発行価格 7,510 資本組入額 3,755
新株予約権の行使の条件	権利行使時に当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれかの地位を有することを要す。	権利行使時に当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれかの地位を有することを要す。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 平成15年6月25日定時株主総会決議の(注)参照

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年8月28日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	714	714
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,140	7,140
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成19年9月15日 至平成44年6月30日	自平成19年9月15日 至平成44年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,457 資本組入額 3,229	発行価格 6,457 資本組入額 3,229
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成43年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成43年7月1日から平成44年6月30日まで

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	57,250	32,661,312	186,848	18,768,461	186,848	23,470,627

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が34,670株、資本金が112,850千円、資本準備金が112,850千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

(平成19年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
服部 太	名古屋市東区	3,330	10.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,717	5.25
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,494	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,195	3.65
安藤 之弘	名古屋市瑞穂区	908	2.78
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	840	2.57
株式会社服部モータース	愛知県東海市名和町一枚畑30番地-1	720	2.20
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	704	2.15
瀬田 大	名古屋市瑞穂区	690	2.11
瀬田 衛	名古屋市瑞穂区	690	2.11
計	—	12,291	37.63

(注) 1. テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシーから、平成19年10月5日付で提出された大量保有報告書により、平成19年9月28日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394, フロリダ州, フォート・ローダデイル, スウィート2100, イースト・ブロード・ブルヴァール 500	1,255	3.84

2. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成19年4月5日付で提出された大量保有報告書により、平成19年3月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,424	7.42

3. フィデリティ投信株式会社から、平成18年7月18日付で提出された大量保有報告書により、平成18年6月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	1,028	3.14

4. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から、平成16年10月14日付で提出された大量保有報告書により、平成16年9月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	962	2.94

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年9月30日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 671,780	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 31,988,820	3,198,882	—
単元未満株式	普通株式 712	—	一単元 (10株) 未満の株式
発行済株式総数	32,661,312	—	—
総株主の議決権	—	3,198,882	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が60株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成19年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ユー・エス・エス	愛知県東海市新宝町507番地の20	671,780	—	671,780	2.05
計	—	671,780	—	671,780	2.05

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	7,880	7,710	7,990	8,180	7,860	7,820
最低 (円)	7,420	7,350	7,470	7,850	6,960	6,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表および前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表については、みずぎ監査法人とアーク監査法人により中間監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表および当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間および前中間会計期間	みずぎ監査法人、アーク監査法人
当中間連結会計期間および当中間会計期間	あずさ監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金および預金		20,087,506		23,936,920		21,149,728	
2. オークション貸勘定	※1	13,574,218		14,643,896		14,983,374	
3. 受取手形および売掛金	※5	883,782		3,220,853		1,957,762	
4. たな卸資産		730,812		971,006		1,061,845	
5. その他の流動資産		2,291,171		2,215,185		1,960,858	
貸倒引当金		△35,546		△62,982		△46,604	
流動資産合計		37,531,945	27.1	44,924,879	30.0	41,066,965	28.1
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※2						
1. 建物および構築物		33,259,914		37,295,004		36,793,638	
2. 土地	※6	46,406,291		49,889,720		48,910,213	
3. 建設仮勘定		3,452,655		42,280		1,519,643	
4. その他の有形固定資産		5,752,677		5,333,743		5,252,889	
有形固定資産計		88,871,538	64.2	92,560,749	61.7	92,476,385	63.3
(2) 無形固定資産							
1. のれん		2,697,707		2,391,485		2,532,418	
2. その他の無形固定資産		980,899		1,336,866		1,173,700	
無形固定資産計		3,678,606	2.7	3,728,352	2.5	3,706,118	2.5
(3) 投資その他の資産							
1. 投資その他の資産	※3	8,476,712		8,844,647		9,040,688	
貸倒引当金		△131,655		△122,265		△117,745	
投資その他の資産計		8,345,057	6.0	8,722,381	5.8	8,922,943	6.1
固定資産合計		100,895,203	72.9	105,011,482	70.0	105,105,446	71.9
資産合計		138,427,148	100.0	149,936,361	100.0	146,172,412	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. オークション借勘定	※1	15,310,236		17,875,411		16,811,230	
2. 支払手形および買掛金	※5	345,501		490,978		527,390	
3. 短期借入金		2,716,000		2,305,920		2,305,920	
4. 未払法人税等		4,999,463		5,021,457		5,945,162	
5. 賞与引当金		354,941		462,401		417,013	
6. 役員賞与引当金		35,310		—		—	
7. その他の流動負債		4,858,935		5,045,624		6,503,426	
流動負債合計		28,620,388	20.7	31,201,793	20.8	32,510,142	22.2
II 固定負債							
1. 長期借入金		3,584,000		1,919,110		3,049,420	
2. 長期未払金		—		543,332		—	
3. 退職給付引当金		97,434		123,957		114,851	
4. 役員退職慰労引当金		402,076		1,980		421,953	
5. 預り保証金		3,488,223		3,729,180		3,617,080	
6. その他の固定負債		470,725		470,725		470,725	
固定負債合計		8,042,459	5.8	6,788,286	4.5	7,674,031	5.3
負債合計		36,662,847	26.5	37,990,079	25.3	40,184,173	27.5
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		18,538,622	13.4	18,768,461	12.5	18,581,613	12.7
2. 資本剰余金		27,649,453	20.0	27,879,292	18.6	27,692,443	18.9
3. 利益剰余金		63,420,273	45.8	74,675,965	49.8	69,237,340	47.4
4. 自己株式		△4,012,427	△2.9	△5,770,136	△3.8	△5,770,053	△3.9
株主資本合計		105,595,922	76.3	115,553,583	77.1	109,741,343	75.1
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		316,577	0.2	189,078	0.1	223,310	0.1
2. 土地再評価差額金		△4,980,316	△3.6	△4,979,483	△3.3	△4,978,983	△3.4
評価・換算差額等合計		△4,663,738	△3.4	△4,790,404	△3.2	△4,755,672	△3.3
III 新株予約権		—	—	307	0.0	—	—
IV 少数株主持分		832,117	0.6	1,182,795	0.8	1,002,567	0.7
純資産合計		101,764,300	73.5	111,946,282	74.7	105,988,238	72.5
負債純資産合計		138,427,148	100.0	149,936,361	100.0	146,172,412	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			31,201,027	100.0		33,219,138	100.0		64,568,884	100.0
II 売上原価			13,234,579	42.4		14,354,480	43.2		27,580,367	42.7
売上総利益			17,966,447	57.6		18,864,657	56.8		36,988,517	57.3
III 販売費および一般管理費										
1. 広告宣伝費		524,429			417,627			1,115,432		
2. 販売促進費		758,682			926,205			1,731,998		
3. 貸倒引当金繰入額		6,726			24,498			17,478		
4. 役員報酬		185,906			228,187			394,201		
5. 従業員給料・賞与		1,528,574			1,559,213			3,245,146		
6. 役員賞与		—			—			83,200		
7. 役員賞与引当金繰入額		35,310			—			—		
8. 賞与引当金繰入額		196,221			231,650			205,069		
9. 減価償却費		220,770			247,015			487,556		
10. のれん償却額		391,886			437,362			777,487		
11. その他		2,002,672	5,851,179	18.8	1,985,769	6,057,529	18.2	4,113,688	12,171,259	18.9
営業利益			12,115,267	38.8		12,807,127	38.6		24,817,257	38.4
IV 営業外収益										
1. 受取利息		9,531			6,286			20,241		
2. 不動産賃貸収入		89,080			90,599			176,599		
3. 受入補償金		12,647			4,471			22,445		
4. 受取手数料		18,497			14,032			28,884		
5. 雑収入		101,921	231,678	0.7	143,918	259,308	0.8	386,082	634,252	1.0
V 営業外費用										
1. 支払利息		16,677			33,556			49,531		
2. シンジケート団借入金手数料		—			—			3,000		
3. 不動産賃貸原価		5,975			8,698			11,951		
4. 雑損失		19,409	42,061	0.1	13,907	56,161	0.2	26,244	90,727	0.1
経常利益			12,304,884	39.4		13,010,274	39.2		25,360,782	39.3

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)		金額 (千円)	
			百分比 (%)		百分比 (%)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 固定資産売却益	※1	147,241		2,707		151,105	
2. 投資有価証券売却 益		—		880		—	
3. 貸倒引当金戻入益		20,086	167,328	4,691	8,278	23,782	174,888
			0.6		0.0		0.3
VII 特別損失							
1. 固定資産売却損	※2	238		1,052		692	
2. 固定資産除却損	※3	23,836		21,869		34,490	
3. 投資有価証券売却 損		—		171		—	
4. 減損損失	※4	—		—		12,852	
5. 役員退職慰労金		—		123,359		—	
6. リース等解約損		—		39,407		—	
7. 前期損益修正損		46,112		16,603		46,112	
8. その他特別損失		22,966	93,153	—	202,462	22,448	116,595
			0.3		0.6		0.2
税金等調整前中間 (当期) 純利益			12,379,059		12,816,090		25,419,075
			39.7		38.6		39.4
法人税、住民税およ び事業税		5,164,236		5,533,794		10,864,817	
法人税等調整額		167,285	5,331,521	61,584	5,595,378	△164,503	10,700,314
			17.1		16.8		16.6
少数株主利益			157,401		185,472		327,851
			0.5		0.6		0.5
中間(当期) 純利益			6,890,135		7,035,239		14,390,909
			22.1		21.2		22.3

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（千円）	18,249,454	27,360,285	58,140,646	△1,768,070	101,982,316
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	289,168	289,168	—	—	578,336
利益処分による利益配当	—	—	△1,536,288	—	△1,536,288
利益処分による役員賞与	—	—	△74,220	—	△74,220
中間純利益	—	—	6,890,135	—	6,890,135
自己株式の取得	—	—	—	△2,244,357	△2,244,357
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	289,168	289,168	5,279,626	△2,244,357	3,613,605
平成18年9月30日残高（千円）	18,538,622	27,649,453	63,420,273	△4,012,427	105,595,922

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高（千円）	389,196	△4,979,982	△4,590,786	675,609	98,067,140
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	578,336
利益処分による利益配当	—	—	—	—	△1,536,288
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△74,220
中間純利益	—	—	—	—	6,890,135
自己株式の取得	—	—	—	—	△2,244,357
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△72,619	△333	△72,952	156,507	83,554
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	△72,619	△333	△72,952	156,507	3,697,160
平成18年9月30日残高（千円）	316,577	△4,980,316	△4,663,738	832,117	101,764,300

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高（千円）	18,581,613	27,692,443	69,237,340	△5,770,053	109,741,343
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	186,848	186,848	—	—	373,697
剰余金の配当	—	—	△1,596,614	—	△1,596,614
中間純利益	—	—	7,035,239	—	7,035,239
自己株式の取得	—	—	—	△82	△82
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	186,848	186,848	5,438,624	△82	5,812,239
平成19年9月30日残高（千円）	18,768,461	27,879,292	74,675,965	△5,770,136	115,553,583

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計			
平成19年3月31日残高（千円）	223,310	△4,978,983	△4,755,672	—	1,002,567	105,988,238
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	373,697
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,596,614
中間純利益	—	—	—	—	—	7,035,239
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△82
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△34,231	△499	△34,731	307	180,228	145,804
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	△34,231	△499	△34,731	307	180,228	5,958,043
平成19年9月30日残高（千円）	189,078	△4,979,483	△4,790,404	307	1,182,795	111,946,282

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高（千円）	18,249,454	27,360,285	58,140,646	△1,768,070	101,982,316
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	332,158	332,158	—	—	664,316
利益処分による利益配当	—	—	△1,536,288	—	△1,536,288
剰余金の配当	—	—	△1,607,931	—	△1,607,931
利益処分による役員賞与	—	—	△74,220	—	△74,220
当期純利益	—	—	14,390,909	—	14,390,909
自己株式の取得	—	—	—	△4,525,785	△4,525,785
自己株式の処分	—	—	△75,773	523,801	448,028
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計（千円）	332,158	332,158	11,096,694	△4,001,983	7,759,027
平成19年3月31日残高（千円）	18,581,613	27,692,443	69,237,340	△5,770,053	109,741,343

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高（千円）	389,196	△4,979,982	△4,590,786	675,609	98,067,140
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	664,316
利益処分による利益配当	—	—	—	—	△1,536,288
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,607,931
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△74,220
当期純利益	—	—	—	—	14,390,909
自己株式の取得	—	—	—	—	△4,525,785
自己株式の処分	—	—	—	—	448,028
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△165,886	999	△164,886	326,957	162,070
連結会計年度中の変動額合計（千円）	△165,886	999	△164,886	326,957	7,921,098
平成19年3月31日残高（千円）	223,310	△4,978,983	△4,755,672	1,002,567	105,988,238

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 税金等調整前中間 (当期) 純利益		12,379,059	12,816,090	25,419,075
2. 減価償却費および償 却費		2,466,798	2,675,125	5,253,657
3. 減損損失		—	—	12,852
4. のれん償却額		391,886	437,362	777,487
5. 貸倒引当金の増減額		△258,183	17,405	△264,348
6. 賞与引当金の増加額		17,009	44,394	76,415
7. 役員賞与引当金の増 加額		35,310	—	—
8. 退職給付引当金の増 加額		2,410	9,105	6,626
9. 役員退職慰労引当金 の増減額		19,995	△419,973	39,872
10. 受取利息および受取 配当金		△10,510	△7,207	△25,606
11. 支払利息		16,677	33,556	49,531
12. 有形固定資産除売却 損益		△124,255	16,900	△118,079
13. 無形固定資産除売却 損		50	592	50
14. オークション勘定の 減少額		158,458	1,399,015	248,366
15. 受取手形および売掛 金の増加額		△170,109	△1,262,810	△1,244,089
16. 支払手形および買掛 金の増減額		8,718	△36,411	190,608
17. 預り金の減少額		△1,253,062	△1,233,506	△18,222
18. 役員賞与の支払額		△74,220	—	△74,220
19. その他		68,370	49,368	1,033,660
小計		13,674,403	14,539,007	31,363,639
20. 利息および配当金の 受取額		5,232	6,541	15,006
21. 利息の支払額		△16,023	△34,512	△49,336
22. 法人税等の支払額		△5,551,209	△6,451,333	△10,319,566
営業活動によるキャッ シュ・フロー		8,112,403	8,059,703	21,009,743

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
Ⅱ 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 定期預金純減少額		500,000	—	500,000
2. 有形固定資産の取得 による支出		△6,523,177	△2,380,454	△13,186,420
3. 有形固定資産の売却 による収入		222,561	7,821	231,669
4. 無形固定資産の取得 による支出		△136,318	△304,474	△454,713
5. 投資有価証券の取得 による支出		—	△250	△300,000
6. 投資有価証券の売却 による収入		350,088	101,676	472,677
7. 長期前払費用の増加 による支出		△122,506	△38,907	△137,401
8. 連結子会社の株式取 得による支出		△404	△4,380	△404
9. 連結範囲の変更を伴 う子会社株式の取得 による収入		—	50,003	123,303
10. その他		207,160	144,653	211,990
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△5,502,596	△2,424,312	△12,539,299

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
Ⅲ 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 短期借入金純減少額		△150,000	—	△610,000
2. 長期借入れによる収 入		2,000,000	—	2,450,000
3. 長期借入金の返済に よる支出		△750,000	△1,711,000	△1,844,660
4. 預り保証金の預りに よる収入		131,050	152,220	283,918
5. 預り保証金の返還に よる支出		△46,320	△66,420	△89,564
6. 株式の発行による収 入		578,336	373,697	664,316
7. 自己株式の取得によ る支出		△2,244,357	△82	△4,525,785
8. 配当金の支払額		△1,536,288	△1,596,614	△3,144,220
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△2,017,580	△2,848,199	△6,815,995
Ⅳ 現金および現金同等物 の増加額		592,226	2,787,191	1,654,448
Ⅴ 現金および現金同等物 の期首残高		19,495,280	21,149,728	19,495,280
Ⅵ 現金および現金同等物 の中間期末(期末)残 高		20,087,506	23,936,920	21,149,728

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社はすべて連結されております。</p> <p>当該連結子会社は、下記の16社であります。</p> <p>株式会社ユー・エス・エス岡山 株式会社ユー・エス・エス札幌 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 株式会社ユー・エス・エス群馬 株式会社カークエスト 株式会社ユー・エス物流 株式会社ユー・エス・エス東北 株式会社ユー・エス・エス大阪 株式会社ユー・エス・エス横浜 株式会社ワールド自動車 株式会社USSリサイクルオートオークション 株式会社アビツ 株式会社USS神戸 株式会社USS流通オートオークション 株式会社USS東洋 株式会社USSサポートサービス</p>	<p>子会社はすべて連結されております。</p> <p>当該連結子会社は、下記の17社であります。</p> <p>株式会社ユー・エス・エス岡山 株式会社ユー・エス・エス札幌 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 株式会社ユー・エス・エス群馬 株式会社カークエスト 株式会社ユー・エス物流 株式会社ユー・エス・エス東北 株式会社USS関西 株式会社ユー・エス・エス横浜 株式会社ワールド自動車 株式会社アビツ 株式会社USS流通オートオークション 株式会社USS東洋 株式会社USSサポートサービス 株式会社USS新潟 株式会社USS北陸 株式会社USS藤岡</p> <p>上記のうち、株式会社USS藤岡については、前連結会計年度において持分法適用の関連会社としていた株式会社藤岡インター・オートオークションの平成19年4月9日における第三者割当増資を引き受け出資比率51.1%の連結子会社にし、同日付で商号変更したものであります。</p>	<p>子会社はすべて連結されております。</p> <p>当該連結子会社は、下記の16社であります。</p> <p>株式会社ユー・エス・エス岡山 株式会社ユー・エス・エス札幌 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 株式会社ユー・エス・エス群馬 株式会社カークエスト 株式会社ユー・エス物流 株式会社ユー・エス・エス東北 株式会社USS関西 株式会社ユー・エス・エス横浜 株式会社ワールド自動車 株式会社アビツ 株式会社USS流通オートオークション 株式会社USS東洋 株式会社USSサポートサービス 株式会社USS新潟 株式会社USS北陸</p> <p>上記のうち、株式会社USS新潟については、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。</p> <p>株式会社USS関西については、平成19年3月1日付で株式会社USS神戸が株式会社ユー・エス・エス大阪を吸収合併し、同日付で株式会社USS神戸を株式会社USS関西に商号変更いたしました。</p> <p>なお、株式会社USS北陸については、平成19年3月1日付で株式交換により全株式を取得したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めております。</p> <p>当社100%出資子会社である株式会社USSリサイクルオートオークションは、当社を吸収合併存続会社、株式会社USSリサイクルオートオークションを吸収合併消滅会社として、平成18年10月1日付で合併しました。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用会社はありません。</p> <p>UG Powers株式会社および株式会社インフォキャリーは、事業における影響および金額の重要性が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>同左</p>	<p>持分法適用会社は下記の1社であります。</p> <p>株式会社藤岡インター・オートオークション</p> <p>なお、株式会社藤岡インター・オートオークションは、平成19年2月1日に新たに株式を取得したため、当連結会計年度において持分法適用の関連会社に含めております。</p> <p>株式会社インフォキャリーおよびUG Powers株式会社は、事業における影響および金額の重要性が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 連結子会社の中間決算日 (事業年度)等に関する 事項	連結子会社の中間決算日は、中 間連結決算日と一致しておりま す。	同左	連結子会社の事業年度末日と連 結決算日は一致しております。
4. 会計処理基準に関する事 項 (1) 重要な資産の評価基準 および評価方法 ① 有価証券 ② たな卸資産 (2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法 ① 有形固定資産	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は全部 純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により 算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法</p> <p>移動平均法に基づく原価法 (ただし、車両については、個 別法に基づく原価法、リサイク ル事業の部品等については売価 還元原価法)</p> <p>定率法 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物(建物附属設備を 除く)については定額法によっ ております。 なお、耐用年数および残存価額 については、法人税法に規定す る方法と同一の基準によってお ります。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左 同左</p> <p>定率法 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物(建物附属設備を 除く)については定額法によっ ております。 なお、耐用年数および残存価額 については、法人税法に規定す る方法と同一の基準によってお ります。 (会計方針の変更) 法人税法の改正(「所得税法等 の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号」および (「法人税法施行令の一部を改正す る政令 平成19年3月30日 政令 第83号」)に伴い、平成19年4月 1日以降に取得したものについて は、改正後の法人税法に基づく方 法に変更しております。 これに伴い、前中間連結会計期 間と同一の方法によった場合と比 べ、売上総利益が55,780千円、営 業利益が58,442千円、経常利益が 58,442千円、税金等調整前中間純 利益が58,442千円それぞれ減少し ております。 なお、セグメント情報に与える 影響については、当該箇所に記載 しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算 定)</p> <p>時価のないもの 同左 同左</p> <p>定率法 ただし、平成10年4月1日以降 に取得した建物(建物附属設備を 除く)については定額法によっ ております。 なお、耐用年数および残存価額 については、法人税法に規定す る方法と同一の基準によってお ります。</p> <p style="text-align: center;">—</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が16,526千円、営業利益が17,803千円、経常利益が17,803千円、税金等調整前中間純利益が17,803千円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。	—
② 無形固定資産(ソフトウェア)	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法	同左	同左
(3) 重要な繰延資産の処理方法			
① 株式交付費	支出時に全額費用として処理しております。	同左	同左
(4) 重要な引当金の計上基準			
① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。 1) 一般債権 貸倒実績率法によっております。 2) 貸倒懸念債権および破産更生債権 財務内容評価法によっております。	同左	同左
② 賞与引当金	従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。	同左	従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	当社および一部の連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益は、それぞれ35,310千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	—	—

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
④ 退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務から適格退職年金制度に係る年金資産の額を控除した額を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務から適格退職年金制度に係る年金資産の額を控除した額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社および一部の連結子会社は確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年10月より確定拠出年金制度へ移行したため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>なお、この移行に伴う影響額は軽微であります。</p>	<p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から適格退職年金制度に係る年金資産の額を控除した額を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p>
⑤ 役員退職慰労引当金	<p>当社および一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しておりましたが、平成19年6月26日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、役員の退任時に同総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。この結果、役員退職慰労金制度廃止日までの期間に対応する役員退職慰労金(功労加算金を含む)相当額を長期未払金として計上しております。</p>	<p>当社および一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p>
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
(6) その他中間連結(連結)財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税および地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。</p>	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;">—</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は100,932,183千円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ83,200千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は104,985,671千円であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合会計基準および事業分離等会計基準)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準7号平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書) 1. 「不動産賃貸原価」は、前中間連結会計期間まで営業外費用の「雑損失」に表示していましたが、金額的に重要性が増したため当中間連結会計期間において別掲いたしました。前中間連結会計期間における当該金額は2,389千円であります。 2. 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示しております。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																		
<p>※1. オークション貸勘定およびオークション借勘定 オークション貸勘定およびオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権および債務であり、その主なものは、立替および預り車両代金、未収出品料収入、未収成約料収入および未収落札料収入等でありませす。 なお、オークション貸勘定およびオークション借勘定残高は、中間連結会計期間末日とオークション開催日との関連によって増減いたします。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,103,390千円</p> <p>※3. 投資不動産の減価償却累計額 9,652千円</p> <p>4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額 借入実行残高 差引額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> </table> <p>※5. 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 28,964千円</p> <p>※6. —</p>		1,000,000千円		－千円		1,000,000千円	<p>※1. オークション貸勘定およびオークション借勘定 同左</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 24,987,583千円</p> <p>※3. 投資不動産の減価償却累計額 25,160千円</p> <p>4. 同左</p> <p>当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額 借入実行残高 差引額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> </table> <p>※5. 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 8,639千円 支払手形 466千円</p> <p>※6. 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、有形固定資産の取得価額から直接控除している当中間連結会計期間の圧縮記帳額は土地150,000千円であります。</p>		1,000,000千円		－千円		1,000,000千円	<p>※1. オークション貸勘定およびオークション借勘定 オークション貸勘定およびオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権および債務であり、その主なものは、立替および預り車両代金、未収出品料収入、未収成約料収入および未収落札料収入等でありませす。 なお、オークション貸勘定およびオークション借勘定残高は、連結会計年度末日とオークション開催日との関連によって増減いたします。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,711,229千円</p> <p>※3. 投資不動産の減価償却累計額 11,287千円</p> <p>4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額 借入実行残高 差引額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">－千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> </table> <p>※5. 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 8,975千円 支払手形 562千円</p> <p>※6. —</p>		1,000,000千円		－千円		1,000,000千円
	1,000,000千円																			
	－千円																			
	1,000,000千円																			
	1,000,000千円																			
	－千円																			
	1,000,000千円																			
	1,000,000千円																			
	－千円																			
	1,000,000千円																			

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																		
<p>※1. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>建物および構築物</td><td>95,427千円</td></tr> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>205千円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>51,608千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>147,241千円</td></tr> </table> <p>※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>238千円</td></tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>建物および構築物</td><td>1,528千円</td></tr> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>253千円</td></tr> <tr><td>器具および備品</td><td>20,964千円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>50千円</td></tr> <tr><td>建物および構築物撤去費用</td><td>1,040千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>23,836千円</td></tr> </table>	建物および構築物	95,427千円	機械装置および運搬具	205千円	土地	51,608千円	計	147,241千円	機械装置および運搬具	238千円	建物および構築物	1,528千円	機械装置および運搬具	253千円	器具および備品	20,964千円	その他の無形固定資産	50千円	建物および構築物撤去費用	1,040千円	計	23,836千円	<p>※1. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>2,707千円</td></tr> </table> <p>※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>1,052千円</td></tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>建物および構築物</td><td>10,004千円</td></tr> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>155千円</td></tr> <tr><td>器具および備品</td><td>8,944千円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>592千円</td></tr> <tr><td>建物および構築物撤去費用</td><td>2,172千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>21,869千円</td></tr> </table>	機械装置および運搬具	2,707千円	機械装置および運搬具	1,052千円	建物および構築物	10,004千円	機械装置および運搬具	155千円	器具および備品	8,944千円	その他の無形固定資産	592千円	建物および構築物撤去費用	2,172千円	計	21,869千円	<p>※1. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>建物および構築物</td><td>95,427千円</td></tr> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>4,056千円</td></tr> <tr><td>器具および備品</td><td>13千円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>51,608千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>151,105千円</td></tr> </table> <p>※2. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>建物および構築物</td><td>235千円</td></tr> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>457千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>692千円</td></tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>建物および構築物</td><td>2,547千円</td></tr> <tr><td>機械装置および運搬具</td><td>1,561千円</td></tr> <tr><td>器具および備品</td><td>28,201千円</td></tr> <tr><td>その他の無形固定資産</td><td>50千円</td></tr> <tr><td>建物および構築物撤去費用</td><td>2,129千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>34,490千円</td></tr> </table>	建物および構築物	95,427千円	機械装置および運搬具	4,056千円	器具および備品	13千円	土地	51,608千円	計	151,105千円	建物および構築物	235千円	機械装置および運搬具	457千円	計	692千円	建物および構築物	2,547千円	機械装置および運搬具	1,561千円	器具および備品	28,201千円	その他の無形固定資産	50千円	建物および構築物撤去費用	2,129千円	計	34,490千円
建物および構築物	95,427千円																																																																			
機械装置および運搬具	205千円																																																																			
土地	51,608千円																																																																			
計	147,241千円																																																																			
機械装置および運搬具	238千円																																																																			
建物および構築物	1,528千円																																																																			
機械装置および運搬具	253千円																																																																			
器具および備品	20,964千円																																																																			
その他の無形固定資産	50千円																																																																			
建物および構築物撤去費用	1,040千円																																																																			
計	23,836千円																																																																			
機械装置および運搬具	2,707千円																																																																			
機械装置および運搬具	1,052千円																																																																			
建物および構築物	10,004千円																																																																			
機械装置および運搬具	155千円																																																																			
器具および備品	8,944千円																																																																			
その他の無形固定資産	592千円																																																																			
建物および構築物撤去費用	2,172千円																																																																			
計	21,869千円																																																																			
建物および構築物	95,427千円																																																																			
機械装置および運搬具	4,056千円																																																																			
器具および備品	13千円																																																																			
土地	51,608千円																																																																			
計	151,105千円																																																																			
建物および構築物	235千円																																																																			
機械装置および運搬具	457千円																																																																			
計	692千円																																																																			
建物および構築物	2,547千円																																																																			
機械装置および運搬具	1,561千円																																																																			
器具および備品	28,201千円																																																																			
その他の無形固定資産	50千円																																																																			
建物および構築物撤去費用	2,129千円																																																																			
計	34,490千円																																																																			
<p>※4. —</p>	<p>※4. —</p>	<p>※4. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府枚方市</td> <td>ラビット直営店舗</td> <td>建物および構築物等</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、オートオークション事業におきましては各拠点ごとのオートオークション会場を単位に、それ以外は店舗や工場を基本単位にグルーピングしております。閉店が予定されている店舗、営業活動から生じる損益が継続して損失である店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(12,852千円)として特別損失に計上いたしました。</p> <p>その内訳は、建物および構築物12,705千円、器具および備品147千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。</p>	場所	用途	種類	大阪府枚方市	ラビット直営店舗	建物および構築物等																																																												
場所	用途	種類																																																																		
大阪府枚方市	ラビット直営店舗	建物および構築物等																																																																		

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	32,486	103	—	32,590
合計	32,486	103	—	32,590
自己株式				
普通株式(注)2	144	287	—	431
合計	144	287	—	431

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加103千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加287千株は、平成18年6月28日開催の取締役会決議に基づく市場買付による増加287千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,536,288	47.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	1,607,931	利益剰余金	50.0	平成18年9月30日	平成18年12月11日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間 末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	32,604	57	—	32,661
合計	32,604	57	—	32,661
自己株式				
普通株式（注）2	671	0	—	671
合計	671	0	—	671

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加57千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当中間連結 会計期間末 残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	307
	合計	—	—	—	—	—	307

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,596,614	50.0	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月6日 取締役会	普通株式	1,919,371	利益剰余金	60.0	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	32,486	117	—	32,604
合計	32,486	117	—	32,604
自己株式				
普通株式（注）2	144	587	60	671
合計	144	587	60	671

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加117千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加587千株は、平成18年6月28日開催の取締役会決議に基づく市場買付による増加287千株、平成18年12月25日開催の取締役会決議に基づく市場買付による増加300千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少60千株は、平成19年3月1日付で株式交換により株式会社ケーユーエィ北陸を子会社化したことによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,536,288	47.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	1,607,931	50.0	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,596,614	利益剰余金	50.0	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 現金および現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金および預金勘定 <u>20,087,506千円</u> 現金および現金同等物 <u>20,087,506千円</u>	1. 現金および現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金および預金勘定 <u>23,936,920千円</u> 現金および現金同等物 <u>23,936,920千円</u>	1. 現金および現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金および預金勘定 <u>21,149,728千円</u> 現金および現金同等物 <u>21,149,728千円</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および連結会計年度末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (千円)</th> <th>その他の無形固定資産 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,329,000</td> <td>112,766</td> <td>4,441,767</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,812,315</td> <td>76,228</td> <td>1,888,544</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>2,516,685</td> <td>36,537</td> <td>2,553,222</td> </tr> </tbody> </table>		その他の有形固定資産 (千円)	その他の無形固定資産 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	4,329,000	112,766	4,441,767	減価償却累計額相当額	1,812,315	76,228	1,888,544	中間連結会計期間末残高相当額	2,516,685	36,537	2,553,222	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (千円)</th> <th>その他の無形固定資産 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,959,049</td> <td>88,826</td> <td>4,047,876</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,209,081</td> <td>69,727</td> <td>2,278,808</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>1,749,968</td> <td>19,098</td> <td>1,769,067</td> </tr> </tbody> </table>		その他の有形固定資産 (千円)	その他の無形固定資産 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	3,959,049	88,826	4,047,876	減価償却累計額相当額	2,209,081	69,727	2,278,808	中間連結会計期間末残高相当額	1,749,968	19,098	1,769,067	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (千円)</th> <th>その他の無形固定資産 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,323,039</td> <td>112,766</td> <td>4,435,805</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,202,267</td> <td>84,984</td> <td>2,287,251</td> </tr> <tr> <td>連結会計年度末残高相当額</td> <td>2,120,772</td> <td>27,782</td> <td>2,148,554</td> </tr> </tbody> </table>		その他の有形固定資産 (千円)	その他の無形固定資産 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	4,323,039	112,766	4,435,805	減価償却累計額相当額	2,202,267	84,984	2,287,251	連結会計年度末残高相当額	2,120,772	27,782	2,148,554
	その他の有形固定資産 (千円)	その他の無形固定資産 (千円)	合計 (千円)																																															
取得価額相当額	4,329,000	112,766	4,441,767																																															
減価償却累計額相当額	1,812,315	76,228	1,888,544																																															
中間連結会計期間末残高相当額	2,516,685	36,537	2,553,222																																															
	その他の有形固定資産 (千円)	その他の無形固定資産 (千円)	合計 (千円)																																															
取得価額相当額	3,959,049	88,826	4,047,876																																															
減価償却累計額相当額	2,209,081	69,727	2,278,808																																															
中間連結会計期間末残高相当額	1,749,968	19,098	1,769,067																																															
	その他の有形固定資産 (千円)	その他の無形固定資産 (千円)	合計 (千円)																																															
取得価額相当額	4,323,039	112,766	4,435,805																																															
減価償却累計額相当額	2,202,267	84,984	2,287,251																																															
連結会計年度末残高相当額	2,120,772	27,782	2,148,554																																															
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>788,008千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,765,214千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,553,222千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>422,788千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>422,788千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>	1年内	788,008千円	1年超	1,765,214千円	合計	2,553,222千円	支払リース料	422,788千円	減価償却費相当額	422,788千円	<p>同左</p> <p>② 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>726,623千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,042,444千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,769,067千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>③ 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>384,761千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>384,761千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	726,623千円	1年超	1,042,444千円	合計	1,769,067千円	支払リース料	384,761千円	減価償却費相当額	384,761千円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高が有形固定資産の連結会計年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料連結会計年度末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>750,093千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,398,460千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,148,554千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料連結会計年度末残高相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高が有形固定資産の連結会計年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>804,681千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>804,681千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	750,093千円	1年超	1,398,460千円	合計	2,148,554千円	支払リース料	804,681千円	減価償却費相当額	804,681千円																		
1年内	788,008千円																																																	
1年超	1,765,214千円																																																	
合計	2,553,222千円																																																	
支払リース料	422,788千円																																																	
減価償却費相当額	422,788千円																																																	
1年内	726,623千円																																																	
1年超	1,042,444千円																																																	
合計	1,769,067千円																																																	
支払リース料	384,761千円																																																	
減価償却費相当額	384,761千円																																																	
1年内	750,093千円																																																	
1年超	1,398,460千円																																																	
合計	2,148,554千円																																																	
支払リース料	804,681千円																																																	
減価償却費相当額	804,681千円																																																	

(有価証券関係)

(前中間連結会計期間) (平成18年9月30日現在)

有価証券

1. 時価のある有価証券

(1) その他有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	70,806	114,115	43,308
(2) その他	589,545	1,075,754	486,208
合計	660,351	1,189,869	529,517

(注) 減損処理については、該当事項はなく処理方針について変更はありません。

2. 時価のない有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

非上場株式

146,025千円

(当中間連結会計期間) (平成19年9月30日現在)

有価証券

1. 時価のある有価証券

(1) その他有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	70,806	112,032	41,226
(2) その他	373,429	648,514	275,085
合計	444,235	760,547	316,311

(注) 減損処理については、該当事項はなく処理方針について変更はありません。

2. 時価のない有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

非上場株式

444,525千円

(前連結会計年度) (平成19年3月31日現在)

有価証券

1. 時価のある有価証券

(1) その他有価証券

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	70,806	122,095	51,289
(2) その他	472,278	794,604	322,326
合計	543,084	916,700	373,616

(注) 減損処理については、該当事項はなく処理方針について変更はありません。

2. 時価のない有価証券の内容および連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

非上場株式

444,525千円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費および一般管理費 307千円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く。) 14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 7,140株
付与日	平成19年9月14日
権利確定条件	付与日に当社の取締役 (社外取締役を除く。) の地位を有していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成19年9月15日 至 平成44年6月30日 (注)
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	6,456

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役 (委員会設置会社における執行役を含む。) 、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合 (ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 新株予約権者が平成43年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成43年7月1日から平成44年6月30日まで
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 〃 監査役 1名 〃 使用人 42名 〃 顧問 4名 当社連結子会社の 取締役 19名 〃 使用人 28名 〃 顧問 1名	当社取締役 6名 〃 使用人 176名 〃 顧問 4名 当社連結子会社の 取締役 17名 〃 使用人 117名	当社取締役 11名 〃 使用人 171名 〃 顧問 3名 当社連結子会社の 取締役 19名 〃 使用人 134名	当社取締役 12名 〃 使用人 176名 〃 顧問 3名 当社連結子会社の 取締役 17名 〃 使用人 166名 〃 顧問 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 303,000株	普通株式 218,000株	普通株式 232,500株	普通株式 258,500株
付与日	平成14年6月26日	平成15年6月25日	平成16年6月29日	平成17年6月28日
権利確定条件	付与日に当社または当社連結子会社の取締役、課長職以上の使用人または顧問のいずれかの地位を有しており、以降勤務していること。	付与日に当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれかの地位を有しており、以降勤務していること。	付与日に当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれかの地位を有しており、以降勤務していること。	付与日に当社または当社連結子会社の取締役、使用人または顧問のいずれかの地位を有しており、以降勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	対象勤務期間は定められておりません。	対象勤務期間は定められておりません。	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	自 平成14年6月27日 至 平成18年10月31日	自 平成15年6月26日 至 平成19年10月31日	自 平成16年6月30日 至 平成20年10月31日	自 平成17年6月29日 至 平成21年10月31日
権利行使価格（円）	5,110	6,510	9,320	7,510
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

（注） 株式数に換算しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	オートオークション事業(千円)	中古自動車等買取販売事業(千円)	その他の事業(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	23,067,969	6,351,151	1,781,906	31,201,027	—	31,201,027
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	204,084	—	980	205,064	△205,064	—
計	23,272,053	6,351,151	1,782,887	31,406,091	△205,064	31,201,027
営業費用	11,453,511	6,333,059	1,625,735	19,412,307	△326,548	19,085,759
営業利益	11,818,541	18,091	157,151	11,993,784	121,483	12,115,267

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2. その他の事業は、株式会社アビズの廃自動車等のリサイクルと株式会社U S S東洋の廃ゴムのリサイクルを区分しております。

3. 会計方針の変更(当中間連結会計期間)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(4)③に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「オートオークション事業」の営業費用は35,310千円増加し、営業利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	オートオークション事業（千円）	中古自動車等買取販売事業（千円）	その他の事業（千円）	計（千円）	消去又は全社（千円）	連結（千円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	25,005,221	5,863,112	2,350,804	33,219,138	—	33,219,138
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	221,036	—	2,017	223,053	△223,053	—
計	25,226,257	5,863,112	2,352,821	33,442,191	△223,053	33,219,138
営業費用	12,942,224	5,705,696	2,129,901	20,777,821	△365,811	20,412,010
営業利益	12,284,033	157,416	222,920	12,664,369	142,757	12,807,127

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2. その他の事業は、株式会社アビズの廃自動車等のリサイクルと株式会社U S S 東洋の廃ゴムのリサイクルを区分しております。
3. 会計方針の変更（当中間連結会計期間）

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)①に記載のとおり、当中間連結会計期間より法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、当中間連結会計期間における営業費用は「オートオークション事業」が50,895千円、「中古自動車等買取販売事業」が201千円、「その他の事業」が7,345千円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

4. 追加情報（当中間連結会計期間）

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)①に記載のとおり、当中間連結会計期間より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から、5年間で均等償却する減価償却の方法によっております。これに伴い、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合と比べ、当中間連結会計期間における営業費用は「オートオークション事業」が12,319千円、「中古自動車等買取販売事業」が257千円、「その他の事業」が5,226千円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	オートオークション事業（千円）	中古自動車等買取販売事業（千円）	その他の事業（千円）	計（千円）	消去又は全社（千円）	連結（千円）
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	47,707,965	12,888,381	3,972,537	64,568,884	—	64,568,884
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	517,488	12	1,908	519,409	△519,409	—
計	48,225,454	12,888,394	3,974,445	65,088,294	△519,409	64,568,884
営業費用	24,049,972	12,905,479	3,561,713	40,517,165	△765,539	39,751,626
営業利益（または営業損失）	24,175,481	△17,085	412,731	24,571,128	246,129	24,817,257

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2. その他の事業は、株式会社アビズの廃自動車等のリサイクルと株式会社USS東洋の廃ゴムのリサイクルを区分しております。
3. 会計方針の変更（当連結会計年度）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「オートオークション事業」の営業費用は83,200千円増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	3,138円57銭	3,462円48銭	3,287円75銭
1株当たり中間(当期)純利益	213円35銭	220円14銭	447円12銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	212円99銭	220円03銭	446円62銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	6,890,135	7,035,239	14,390,909
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	6,890,135	7,035,239	14,390,909
期中平均株式数(千株)	32,294	31,956	32,185
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	307	—
普通株式増加数(千株)	53	16	35
(うち新株予約権)	(53)	(16)	(35)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権20,650個)	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権19,500個)	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権19,650個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金および預金		7,549,389		7,513,257		6,294,740	
2. オークション貸勘定	※1	9,868,251		10,809,863		10,841,427	
3. 売掛金		193,521		233,055		227,361	
4. たな卸資産		68,406		49,021		178,727	
5. その他の流動資産		2,839,368		5,801,065		2,796,269	
貸倒引当金		△4,474		△1,491		△1,476	
流動資産合計		20,514,462	17.9	24,404,771	19.9	20,337,049	17.1
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※2						
1. 建物		10,537,094		10,761,612		11,089,761	
2. 土地		23,406,377		25,047,990		26,640,269	
3. 建設仮勘定		3,394,250		10,000		1,442,300	
4. その他の有形固定資産		6,114,042		5,318,286		5,648,168	
有形固定資産計		43,451,765	37.8	41,137,889	33.6	44,820,499	37.7
(2) 無形固定資産		496,556	0.4	588,253	0.5	589,826	0.5
(3) 投資その他の資産							
1. 長期貸付金		858,528		492,567		578,899	
2. 投資不動産	※3,7	39,919,720		45,263,158		42,003,346	
3. その他の投資その他の資産		9,594,980		10,503,547		10,615,770	
貸倒引当金		△8,863		△7,954		△7,277	
投資その他の資産計		50,364,365	43.9	56,251,319	46.0	53,190,738	44.7
固定資産合計		94,312,687	82.1	97,977,462	80.1	98,601,065	82.9
資産合計		114,827,149	100.0	122,382,233	100.0	118,938,115	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)			
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)		
(負債の部)									
I 流動負債									
1. オークション借 勘定	※1	11,329,183		13,619,322		12,335,097			
2. 買掛金		4,347		12,729		5,071			
3. 短期借入金		5,000,000		2,900,000		4,400,000			
4. 1年内返済予定 長期借入金		2,166,000		2,166,000		2,166,000			
5. 未払法人税等		3,038,000		2,960,000		3,810,000			
6. 賞与引当金		113,057		184,830		184,126			
7. 役員賞与引当金		23,860		—		—			
8. その他の流動負 債	※5	2,497,629		2,507,343		3,955,870			
流動負債合計			24,172,076	21.1		24,350,225	19.9	26,856,165	22.6
II 固定負債									
1. 長期借入金		3,584,000		1,418,000		2,501,000			
2. 長期未払金		—		543,332		—			
3. 役員退職慰労引 当金		400,976		—		419,973			
4. 預り保証金		2,013,750		2,106,470		2,074,700			
固定負債合計			5,998,727	5.2		4,067,803	3.3	4,995,674	4.2
負債合計			30,170,803	26.3		28,418,029	23.2	31,851,840	26.8
(純資産の部)									
I 株主資本									
1. 資本金			18,538,622	16.2		18,768,461	15.3	18,581,613	15.6
2. 資本剰余金									
(1) 資本準備金		23,240,788		23,470,627		23,283,778			
資本剰余金合計			23,240,788	20.2		23,470,627	19.2	23,283,778	19.6
3. 利益剰余金									
(1) 利益準備金		370,469		370,469		370,469			
(2) その他利益剰 余金									
別途積立金		42,705,000		42,705,000		42,705,000			
繰越利益剰余 金		8,477,630		19,209,879		12,671,139			
利益剰余金合計			51,553,100	44.9		62,285,348	50.9	55,746,609	46.9
4. 自己株式			△4,012,427	△3.5		△5,770,136	△4.7	△5,770,053	△4.9
株主資本合計			89,320,084	77.8		98,754,301	80.7	91,841,947	77.2
II 評価・換算差額等									
1. その他有価証券 評価差額金			316,577	0.3		189,078	0.2	223,310	0.2
2. 土地再評価差額 金			△4,980,316	△4.4		△4,979,483	△4.1	△4,978,983	△4.2
評価・換算差額等 合計			△4,663,738	△4.1		△4,790,404	△3.9	△4,755,672	△4.0
III 新株予約権									
純資産合計			84,656,345	73.7		93,964,204	76.8	87,086,275	73.2
負債純資産合計			114,827,149	100.0		122,382,233	100.0	118,938,115	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			13,367,227	100.0		14,927,926	100.0		28,579,481	100.0
II 売上原価	※3		3,946,317	29.5		4,655,154	31.2		8,685,001	30.4
売上総利益			9,420,910	70.5		10,272,772	68.8		19,894,479	69.6
III 販売費および一般管理費	※3		1,712,379	12.8		1,956,633	13.1		3,799,776	13.3
営業利益			7,708,530	57.7		8,316,138	55.7		16,094,703	56.3
IV 営業外収益	※1		2,351,874	17.5		4,446,920	29.8		3,638,256	12.7
V 営業外費用	※2,3		887,794	6.6		1,018,080	6.8		1,854,162	6.5
経常利益			9,172,611	68.6		11,744,978	78.7		17,878,797	62.5
VI 特別利益			152,918	1.1		1,467	0.0		906,265	3.2
VII 特別損失			4,652	0.0		145,020	1.0		6,565	0.0
税引前中間(当期)純利益			9,320,878	69.7		11,601,425	77.7		18,778,496	65.7
法人税、住民税および事業税		3,211,750			3,484,886			6,908,059		
法人税等調整額		84,927	3,296,677	24.6	△18,814	3,466,072	23.2	△30,977	6,877,081	24.1
中間(当期)純利益			6,024,200	45.1		8,135,353	54.5		11,901,415	41.6

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高 (千円)	18,249,454	22,951,620	370,469	37,705,000	9,041,039	47,116,508	△1,768,070	86,549,514	
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	289,168	289,168	—	—	—	—	—	578,336	
別途積立金の積立	—	—	—	5,000,000	△5,000,000	—	—	—	
利益処分による利益配当	—	—	—	—	△1,536,288	△1,536,288	—	△1,536,288	
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△51,320	△51,320	—	△51,320	
中間純利益	—	—	—	—	6,024,200	6,024,200	—	6,024,200	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△2,244,357	△2,244,357	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	289,168	289,168	—	5,000,000	△563,408	4,436,591	△2,244,357	2,770,570	
平成18年9月30日残高 (千円)	18,538,622	23,240,788	370,469	42,705,000	8,477,630	51,553,100	△4,012,427	89,320,084	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 (千円)	389,196	△4,979,982	△4,590,786	81,958,728
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	—	—	—	578,336
別途積立金の積立	—	—	—	—
利益処分による利益配当	—	—	—	△1,536,288
利益処分による役員賞与	—	—	—	△51,320
中間純利益	—	—	—	6,024,200
自己株式の取得	—	—	—	△2,244,357
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	△72,619	△333	△72,952	△72,952
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△72,619	△333	△72,952	2,697,617
平成18年9月30日残高 (千円)	316,577	△4,980,316	△4,663,738	84,656,345

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高 (千円)	18,581,613	23,283,778	370,469	42,705,000	12,671,139	55,746,609	△5,770,053	91,841,947	
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	186,848	186,848	—	—	—	—	—	373,697	
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,596,614	△1,596,614	—	△1,596,614	
中間純利益	—	—	—	—	8,135,353	8,135,353	—	8,135,353	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△82	△82	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	186,848	186,848	—	—	6,538,739	6,538,739	△82	6,912,353	
平成19年9月30日残高 (千円)	18,768,461	23,470,627	370,469	42,705,000	19,209,879	62,285,348	△5,770,136	98,754,301	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高 (千円)	223,310	△4,978,983	△4,755,672	—	87,086,275
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	373,697
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,596,614
中間純利益	—	—	—	—	8,135,353
自己株式の取得	—	—	—	—	△82
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	△34,231	△499	△34,731	307	△34,424
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△34,231	△499	△34,731	307	6,877,929
平成19年9月30日残高 (千円)	189,078	△4,979,483	△4,790,404	307	93,964,204

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高 (千円)	18,249,454	22,951,620	370,469	37,705,000	9,041,039	47,116,508	△1,768,070	86,549,514	
当事業年度中の変動額									
新株の発行	332,158	332,158	—	—	—	—	—	664,316	
別途積立金の積立	—	—	—	5,000,000	△5,000,000	—	—	—	
利益処分による利益配当	—	—	—	—	△1,536,288	△1,536,288	—	△1,536,288	
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,607,931	△1,607,931	—	△1,607,931	
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△51,320	△51,320	—	△51,320	
当期純利益	—	—	—	—	11,901,415	11,901,415	—	11,901,415	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△4,525,785	△4,525,785	
自己株式の処分	—	—	—	—	△75,773	△75,773	523,801	448,028	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	
当事業年度中の変動額合計 (千円)	332,158	332,158	—	5,000,000	3,630,100	8,630,100	△4,001,983	5,292,433	
平成19年3月31日残高 (千円)	18,581,613	23,283,778	370,469	42,705,000	12,671,139	55,746,609	△5,770,053	91,841,947	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 (千円)	389,196	△4,979,982	△4,590,786	81,958,728
当事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	664,316
別途積立金の積立	—	—	—	—
利益処分による利益配当	—	—	—	△1,536,288
剰余金の配当	—	—	—	△1,607,931
利益処分による役員賞与	—	—	—	△51,320
当期純利益	—	—	—	11,901,415
自己株式の取得	—	—	—	△4,525,785
自己株式の処分	—	—	—	448,028
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△165,886	999	△164,886	△164,886
当事業年度中の変動額合計 (千円)	△165,886	999	△164,886	5,127,546
平成19年3月31日残高 (千円)	223,310	△4,978,983	△4,755,672	87,086,275

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準および評価方法			
(1) 有価証券	子会社株式および関連会社株式 移動平均法に基づく原価法	子会社株式および関連会社株式 同左	子会社株式および関連会社株式 同左
	その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	その他有価証券 時価のあるもの 同左	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
(2) たな卸資産	時価のないもの 移動平均法に基づく原価法	時価のないもの 同左	時価のないもの 同左
	商品 移動平均法に基づく原価法 （ただし、車両については、個別法に基づく原価法）	商品 同左	商品 同左
	貯蔵品 移動平均法に基づく原価法 （ただし、車両については、個別法に基づく原価法）	貯蔵品 同左	貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法			
(1) 有形固定資産および投資不動産	定率法	定率法	定率法
	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。	ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
	—	（会計方針の変更）	—
		法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴い、前中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が6,924千円、営業利益が7,189千円、経常利益が19,132千円、税引前中間純利益が19,132千円それぞれ減少しております。	

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これに伴い、前中間会計期間と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が7,938千円、営業利益が8,741千円、経常利益が8,751千円、税引前中間純利益が8,751千円それぞれ減少しております。	—
(2) 無形固定資産(ソフトウェア)	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法	同左	同左
3. 繰延資産の処理方法			
(1) 株式交付費	支出時に全額費用として処理しております。	同左	同左
4. 引当金の計上基準			
(1) 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。 1) 一般債権 貸倒実績率法によっております。 2) 貸倒懸念債権および破産更生債権 財務内容評価法によっております。	同左	同左
(2) 賞与引当金	従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。	同左	従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
(3) 役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ23,860千円減少しております。	—	—
(4) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務から適格退職年金制度に係る年金資産の額を控除した額を計上しております。	従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務から適格退職年金制度に係る年金資産の額を控除した額を計上しております。	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務から適格退職年金制度に係る年金資産の額を控除した額を計上しております。
	—	(追加情報) 当社は確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年10月より確定拠出年金制度へ移行したため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 なお、この移行に伴う影響額は軽微であります。	—
(5) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。	—	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;">-</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は84,656,345千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ60,300千円減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は87,086,275千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(企業結合会計基準および事業分離等会計基準)</p> <p>当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. オークション貸勘定およびオークション借勘定 オークション貸勘定およびオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権および債務であり、その主なものは立替および預り車両代金、未収出品料収入、未収成約料収入および未収落札料収入等でありませす。 なお、オークション貸勘定およびオークション借勘定残高は、中間期末日とオークション開催日との関連によって増減いたします。</p>	<p>※1. オークション貸勘定およびオークション借勘定 同左</p>	<p>※1. オークション貸勘定およびオークション借勘定 オークション貸勘定およびオークション借勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権および債務であり、その主なものは立替および預り車両代金、未収出品料収入、未収成約料収入および未収落札料収入等でありませす。 なお、オークション貸勘定およびオークション借勘定残高は、期末日とオークション開催日との関連によって増減いたします。</p>
<p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,075,155千円</p>	<p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 13,279,033千円</p>	<p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,472,461千円</p>
<p>※3. 投資不動産の減価償却累計額 3,861,938千円</p>	<p>※3. 投資不動産の減価償却累計額 5,129,682千円</p>	<p>※3. 投資不動産の減価償却累計額 4,373,750千円</p>
<p>4. 保証債務 関係会社のリース債務に対して次とおり保証を行っております。 株式会社ユー・エス・エス東北 8,430千円 株式会社ユー・エス・エス大阪 7,398千円 <u>計</u> 15,829千円</p>	<p>4. 保証債務 —</p>	<p>4. 保証債務 —</p>
<p>※5. 消費税等の取扱い 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、その他の流動負債に含めて表示しております。</p>	<p>※5. 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>※5. —</p>
<p>6. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額および貸出コミットメントの 1,000,000千円 総額 借入実行残高 —千円 <u>差引額</u> 1,000,000千円</p>	<p>6. 同左 当座貸越極度額および貸出コミットメントの 1,000,000千円 総額 借入実行残高 —千円 <u>差引額</u> 1,000,000千円</p>	<p>6. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額および貸出コミットメントの 1,000,000千円 総額 借入実行残高 —千円 <u>差引額</u> 1,000,000千円</p>
<p>※7. —</p>	<p>※7. 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、有形固定資産の取得価額から直接控除している当中間会計期間の圧縮記帳額は土地（投資不動産）150,000千円であります。</p>	<p>※7. —</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 17,916千円 受取配当金 1,279,977千円 不動産賃貸収入 989,366千円 受取手数料 11,761千円 ※2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 33,659千円 不動産賃貸原価 840,782千円 ※3. 減価償却実施額 有形固定資産 1,123,898千円 無形固定資産 47,084千円 投資不動産 612,283千円	※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 29,398千円 受取配当金 3,127,919千円 不動産賃貸収入 1,164,008千円 受取手数料 9,202千円 ※2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 49,571千円 不動産賃貸原価 955,597千円 ※3. 減価償却実施額 有形固定資産 995,689千円 無形固定資産 59,142千円 投資不動産 735,475千円	※1. 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 38,300千円 受取配当金 1,284,333千円 不動産賃貸収入 2,045,811千円 受取手数料 15,486千円 2. 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 91,838千円 シンジケート 3,000千円 団借入金手数料 不動産賃貸原価 1,735,339千円 ※3. 減価償却実施額 有形固定資産 2,326,583千円 無形固定資産 98,477千円 投資不動産 1,306,665千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式 (注)	144	287	—	431

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加287千株は、平成18年6月28日開催の取締役会決議に基づく市場買付による増加287千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式 (注)	671	0	—	671

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数 (千株)	当事業年度減少株式 数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式 (注)	144	587	60	671

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加587千株は、平成18年6月28日開催の取締役会決議に基づく市場買付による増加287千株、平成18年12月25日開催の取締役会決議に基づく市場買付による増加300千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少60千株は、平成19年3月1日付で株式交換により株式会社ケーユーエィ北陸を子会社化したことによる減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,717,470</td> <td>1,717,470</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>696,234</td> <td>696,234</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,021,235</td> <td>1,021,235</td> </tr> </tbody> </table>		その他の有形固定資産 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	1,717,470	1,717,470	減価償却累計額相当額	696,234	696,234	中間期末残高相当額	1,021,235	1,021,235	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,919,676</td> <td>1,919,676</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,174,532</td> <td>1,174,532</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>745,143</td> <td>745,143</td> </tr> </tbody> </table>		その他の有形固定資産 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	1,919,676	1,919,676	減価償却累計額相当額	1,174,532	1,174,532	中間期末残高相当額	745,143	745,143	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>その他の有形固定資産 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,919,676</td> <td>1,919,676</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>982,565</td> <td>982,565</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>937,111</td> <td>937,111</td> </tr> </tbody> </table>		その他の有形固定資産 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	1,919,676	1,919,676	減価償却累計額相当額	982,565	982,565	期末残高相当額	937,111	937,111
	その他の有形固定資産 (千円)	合計 (千円)																																				
取得価額相当額	1,717,470	1,717,470																																				
減価償却累計額相当額	696,234	696,234																																				
中間期末残高相当額	1,021,235	1,021,235																																				
	その他の有形固定資産 (千円)	合計 (千円)																																				
取得価額相当額	1,919,676	1,919,676																																				
減価償却累計額相当額	1,174,532	1,174,532																																				
中間期末残高相当額	745,143	745,143																																				
	その他の有形固定資産 (千円)	合計 (千円)																																				
取得価額相当額	1,919,676	1,919,676																																				
減価償却累計額相当額	982,565	982,565																																				
期末残高相当額	937,111	937,111																																				
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>343,494千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>677,741千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,021,235千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>171,747千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>171,747千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>	1年内	343,494千円	1年超	677,741千円	合計	1,021,235千円	支払リース料	171,747千円	減価償却費相当額	171,747千円	<p>同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>380,853千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>364,290千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>745,143千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>③ 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>191,967千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>191,967千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	380,853千円	1年超	364,290千円	合計	745,143千円	支払リース料	191,967千円	減価償却費相当額	191,967千円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>383,935千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>553,175千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>937,111千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>363,714千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>363,714千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	1年内	383,935千円	1年超	553,175千円	合計	937,111千円	支払リース料	363,714千円	減価償却費相当額	363,714千円						
1年内	343,494千円																																					
1年超	677,741千円																																					
合計	1,021,235千円																																					
支払リース料	171,747千円																																					
減価償却費相当額	171,747千円																																					
1年内	380,853千円																																					
1年超	364,290千円																																					
合計	745,143千円																																					
支払リース料	191,967千円																																					
減価償却費相当額	191,967千円																																					
1年内	383,935千円																																					
1年超	553,175千円																																					
合計	937,111千円																																					
支払リース料	363,714千円																																					
減価償却費相当額	363,714千円																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間および前事業年度のいずれにおいても子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成19年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ・ 中間配当による配当金の総額 1,919,371千円
- ・ 1株当たりの金額 60円00銭
- ・ 支払請求の効力発生日および支払開始日 平成19年12月10日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1. 自己株券買付状況報告書

平成19年4月9日関東財務局長に提出

2. 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第27期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月27日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社ユー・エス・エス
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 稲越千束
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮本正司
業務執行社員

アーク監査法人

指定社員 公認会計士 三浦昭彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新井盛司
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユー・エス・エスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エス及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社ユー・エス・エス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 稲越 千束

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 正司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユー・エス・エスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エス及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社ユー・エス・エス
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 稲越千東
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮本正司
業務執行社員

アーク監査法人

指定社員 公認会計士 三浦昭彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新井盛司
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユー・エス・エスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エスの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社ユー・エス・エス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 稲越 千束

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮本 正司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユー・エス・エスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エスの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。